

高槻市立ひかり湯の募集要件について

募集要項の概要(高槻市立ひかり湯)

項 目	内 容
1 施設の名称及び所在地	<p>名 称：高槻市立ひかり湯 所在地：高槻市富田町二丁目9番12号</p>
2 施設の概要	<p>構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 敷地面積/ 1,156.65㎡ 建築面積/ 570.80㎡ 延床面積/ 800.20㎡ (うち1階/ 554.60㎡) ※ 2階・3階は閉鎖しているが管理の範囲に含む。 施 設：浴室(48. 8㎡/うち浴槽7. 52㎡、サウナ4. 88㎡)男女各1、 脱衣室(34.2㎡)男女各1、ロビー、職員控室、機械室、作業室ほか ※ 敷地内にプロパンガスボンベ庫、自転車置場等あり。 設 備：照明設備、放送・音響設備、空調設備、消防設備、衛生設備 サウナ設備、電気設備(受変電設備)</p>
3 業務の範囲	<p>(1) 施設、設備及び器具の維持管理に関すること (2) 施設等の利用の許可に関すること (3) 浴場の衛生管理に関すること (4) 施設の利用促進に関すること (5) 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること (6) 施設等に係る経費(光熱水費等)の支払いに関すること (7) その他施設等の管理業務に関すること</p>
4 管理の基準	<p>利用時間：午後4時～午後11時 休 場 日：毎月第2及び第4水曜日、1月1日 ※ ただし、市長の承認を得て、利用時間及び休場日の変更可。</p>
5 利用料金	<p>利用料金制(有→無)</p>
6 指定の期間	<p>令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)</p>
7 応募の資格	<p>法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のすべてに該当するものとする。 ① この募集要項の公示の日現在、大阪府内若しくは大阪府周辺に営業所、事業所又は事務所を有すること。 ② 高槻市建設工事請負業者指名停止基準及び高槻市物品売買業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。 ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。 ④ 指定手続条例第4条の欠格条項に該当しないこと。 ※ 複数の法人等によるグループ応募も可。 ※ 個人での応募は不可。</p>

8	応募の方法	要項配布：令和2年8月5日～9月11日 受付期間：令和2年8月5日～9月11日 提出方法：持参または郵送。 ※ 令和2年9月11日の消印有効 応募書類：指定管理者指定申請書、事業計画書、収支計画書ほか 説明会：令和2年8月19日 質問受付：令和2年8月5日から8月28日		
9	選定の基準	別紙「指定管理者候補者選定評価表」のとおり		
10	指定管理料	16,800千円以下 ＜想定収支＞ 支出：16,800千円	(参考) 令和2年度予算 令和元年度決算 平成30年度決算 15,580千円 15,692千円 15,557千円	
11	特記事項	※ 指定管理者は、市と協議のうえ、施設の設置目的に合った自主事業を実施することができる。		
12	所管課	福祉政策課 担当：重永 電話：072-674-7162		

高槻市立ひかり湯指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

高槻市では、高槻市立ひかり湯条例の一部を改正する条例（令和2年高槻市条例第38号）による改正後の高槻市立ひかり湯条例（平成19年高槻市条例第24号）（以下「ひかり湯条例」という。）第1条の規定により設置された高槻市立ひかり湯の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を適用することとし、この募集要項のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

名 称	高槻市立ひかり湯（以下「ひかり湯」という。）	
所 在 地	高槻市富田町二丁目9番12号	
建物の概要	構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て
	敷地面積	1,156.65㎡
	建築面積	570.80㎡
	延床面積	800.20㎡（うち1階：554.60㎡） ※ 2階3階は閉鎖しているが管理の範囲に含む
	施 設	浴室（48.8㎡/うち浴槽7.52㎡、サウナ4.88㎡） 男女各1、 脱衣室（34.2㎡）男女各1、ロビー、職員控室、機械室、作業室ほか
	設 備	照明設備、放送・音響設備、空調設備、消防設備、衛生設備、サウナ設備、電気設備（受変電設備）
	附帯施設	プロパンガスボンベ庫、自転車置場ほか
設置年月日	昭和47年12月	
施設の現状	ひかり湯は、地域の生活改善の一環として昭和47年に市設置の共同浴場として整備し、地域住民の保健衛生の向上を図るとともに、住民相互の語り・交流の場として福祉の増進に寄与している。 また、平成20年4月には、経営の効率化を図るため浴室等を適正規模に改修し、新たにロビーを設けてリニューアルオープンさせるとともに、指定管理者制度を導入している。	
事業の内容	(1) ひかり湯の施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) ひかり湯の利用の許可に関する業務 (3) その他ひかり湯の管理に関し必要な業務 (4) 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務	

利用者数 (令和元年度)	年間利用者数：43,690人 (一日平均：129人 開場日数：339日)
支出の状況 (令和元年度)	管理経費 ￥15,691,191円 ※ 上記収支金額には、自主事業の収支を含まない。 ※ 別添の「高槻市立ひかり湯運営状況表」を参照して下さい。

3 指定管理者が行う業務 【別紙 管理業務仕様書を確認のこと】

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げるひかり湯の管理業務を行うものとする。

- ① 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - ・ 設備及び器具の操作・運転
 - ・ 施設等の保守点検（日常点検及び法令等で定められた点検）及び修繕
建築基準法第12条第2項・第4項の定期点検、消防設備等点検、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検及び定期点検等
 - ・ 施設等の清掃
 - ・ 施設等の警備
- ② 施設等の利用の許可に関すること。
 - ・ 利用の受付及び許可又は制限
 - ・ 使用料の徴収及び還付
 - ・ 利用者の応接
- ③ 浴場の衛生管理に関すること。
 - ・ 施設等の衛生的な管理
 - ・ 水質の点検及び管理
 - ・ レジオネラ菌防止の対策及び検出時の対応
 - ・ その他関係法令等の基準等を遵守した衛生管理
- ④ 施設の利用促進に関すること。
- ⑤ 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
- ⑥ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金、電話料金等）の支払に関すること。
- ⑦ その他施設等の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。
 - ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・ 情報の公開及び個人情報保護に関する措置
 - ・ 防犯対策、防災対策、救護対応等の利用者の安全の確保に関する措置
 - ・ 事業報告書の作成及び提出
 - ・ 経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
 - ・ その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(2) 管理の基準

指定管理者は、次に定めるところにより、ひかり湯の管理業務を適切に行うものとする。

<基本方針>

- ① ひかり湯の設置目的である保健衛生の向上及び福祉の増進に資するよう、適切な管理運営を行うこと。
- ② 「公の施設」としてのひかり湯の性格を十分に踏まえ、地域住民をはじめとする市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- ③ 施設等について、必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持し、利用者の安全を確保すること。
- ④ 利用者本位の運営を行い、地域に根ざした施設となるよう、利用者の意見や要望を適切に反映させること。
- ⑤ 適正かつ効率的な運営を行うとともに、環境負荷の低減及び施設の保全に努め、運営経費の縮減に努めること。
- ⑥ 利用の促進を図るため、適宜・適切に宣伝活動を行うとともに、設置目的に適合した魅力ある自主事業の企画及び運営に努めること。

<基本的事項>

- ① 利用時間及び休場日は、ひかり湯条例第11条・第12条及び高槻市立ひかり湯条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年高槻市規則第46号）による改正後の高槻市立ひかり湯条例施行規則（平成20年規則第7号）（以下「ひかり湯規則」という。）第5条に基づき、次表のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、利用時間及び休場日を変更することができる。

利用時間	午後4時から午後11時まで
休場日	毎月第2及び第4水曜日、1月1日

- ② 施設等の利用の許可は、ひかり湯条例に基づき、公平かつ公正に行うものとする。ひかり湯条例第5条に該当するときは、許可をしてはならない。
- ③ 管理上支障があると認めるときは、ひかり湯条例第13条及び第14条の規定に基づき、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。
- ④ 指定管理者は、高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ⑤ 指定管理者は、高槻市個人情報保護条例（昭和61年高槻市条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）の趣旨にのっとり、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ 指定管理者及び指定管理者が管理業務の履行のために業務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、管理業務の履行に際し、高槻市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を高槻

市に通報することができる。また、指定管理者は、そのことについて、市と指定管理者との間に締結する協定の締結後、すみやかに、従事者に対し周知しなければならない。

- ⑦ 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。

<使用料>

使用料はひかり湯条例に基づき利用者の負担とし、指定管理者に徴収を委託する。

<管理業務の処理体制>

- ① 指定管理者は、職員を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。現場責任者、受付要員の常時2名以上（受付には常時1名以上）を施設に配置する。また、管理運営及び市との連絡調整のため、別途、統括責任者を選任・配置するとともに、防火管理者資格を有するものを配置しなければならない。
- ② 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動があった場合も同様とする。
- ③ 指定管理者は、職員に対して、管理業務の遂行に必要な訓練及び研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全確保及び人権の尊重については、職員の指導に努め、適時訓練又は研修を行うものとする。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。
- ⑤ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由のいかんを問わず、市は何ら責めを負わない。
- ⑥ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

<その他>

- ① 市は、ひかり湯にあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を、指定管理者に無償で使用させるものとする。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市にその旨を届け出なければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に関して、別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- ③ 指定管理者は、自主事業を行う場合、当該自主事業に係る収支は、本来業務の収支と区分し、経理を明確にしなければならない。
- ④ 指定管理者は、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高槻市条例第1号。以下「指定手續条例」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- ⑤ 指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- ⑥ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、

又は委託してはならない。ただし、設備・機器の点検整備、清掃、警備等の一部の業務について市の承認を受けたときは、この限りではない。

4 管理業務の処理に必要な経費

- ① 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料によって賄うものとする。自主事業に係る収支は、本来業務の収支と区分し、経理を明確にするものとする。なお、管理業務に必要な経費が、市が支払う指定管理料を上回った場合について、原則、市はその差額の補填を行わない。
- ② 指定管理料は、指定管理者が提出する支出計画書における支出額を基本とする。ただし、次表に掲げる額の範囲内とする。
- ③ 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとする。

＜指定管理料＞	＜想定支出＞
16,800,000円以下	支出（管理経費） 16,800,000円

5 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として、次表に定めるとおりとする。ただし、同表に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

項目	事項	内 容	負 担 者	
			指 定 管 理 者	高 槻 市
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更		○
		法人税その他事業に営業を及ぼす税率の変更	○	
	物価・金利の変動	物価・金利の変動	○	
	資金の調達	必要な資金の確保	○	
	周辺地域・住民、利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応		○
安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）	○		

	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○
応募	応募の費用	応募に係る費用の負担	○	
準備	引継ぎの費用	施設運営の引継費用	○	
		施設の引渡しに係る原状回復費用	○	
管理運営	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止		○
		法令その他制度の変更等により市の建物所有が困難になったことによる中止		○
		指定管理者の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業の放棄・破綻	○	
	減免制度	指定管理者の発意により行う減免制度の対象者の拡大	○	
		市の発意により行う減免制度の対象者の拡大		○
	天災等による事業中止	大規模な災害等による事業の中止		○
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振	○	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償	○	
		自主事業の実施に伴う苦情対応	○	
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）	○	
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件30万円未満）及び施設の管理上急を要する維持補修	○	
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件30万円以上）		○
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	○	
		天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧		○

		法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修		○
	修理修繕	経年劣化による市の備品の修理・修繕（1件30万円未満）	○	
		経年劣化による市の備品の修理・修繕（1件30万円以上）		○

6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。
なお、指定期間満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募とする。

7 その他の条件

- ① 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市から事務引継を受けること。
- ② 指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、関係団体との連携・協力を努めること。
- ③ 市がひかり湯の施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力すること。

8 応募の資格等

<応募資格>

指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべてに該当するものとする。（個人での応募は不可。）

- ① この募集要項の公示の日現在、大阪府内若しくは大阪府周辺に営業所、事業所又は事務所を有すること。
- ② 高槻市建設工事請負業者指名停止基準及び高槻市物品売買業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 指定手続条例第4条の欠格条項に該当しないこと。

<複数の法人等による応募>

ひかり湯の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。
- ② 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

9 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次のとおり指定管理者指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市に提出する。

<受付期間>

令和2年8月5日(水)から9月11日(金)まで

<提出方法>

持参又は郵送。郵送による場合は令和2年9月11日(金)の消印有効。

<提出先>

高槻市健康福祉部福祉政策課(市総合センター14階)

〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

<応募書類>

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支計画書(様式第3号)
- ④ 指定管理者応募資格誓約書
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し)
- ⑥ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- ⑦ 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書
- ⑧ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑨ 団体の前事業年度及びその直前の2事業年度の収支計算書及び貸借対照表のうち作成しているもの
- ⑩ 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ⑪ 団体の事業報告書(作成している場合に限る。)
- ⑫ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類(役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載すること。)
- ⑬ グループによる応募の場合には、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類
- ⑭ 類似施設の管理に際して使用している就業規則の写し(労働基準監督署の收受印のあるもの)
- ⑮ 労働保険料納入証明
- ⑯ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

<提出部数>

正本1部及び副本10部。(副本は正本を複写して作成も可。)

※ ①～⑯についてインデックスを貼付すること。

<現地説明会の開催>

ひかり湯の施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、現地説明会を次のとおり開催する。

日 時	令和2年8月19日(水)午前10時から
場 所	高槻市桃園町2番1号 C601会議室

申込方法 令和2年8月17日(月)までに、電話、別紙「説明会参加申込書」によるファクシミリ又は高槻市簡易電子申込システムにて、下記に申込み。

<質問の受付>

ひかり湯の施設等の概要、管理業務の内容等について、次のとおり質問を受付ける。

受付期間 令和2年8月5日(水)から8月28日(金)の執務時間内
質問方法 郵便、ファクシミリ又は高槻市簡易電子申込システム（口頭での質問は受けない）
郵送による場合は令和2年8月28日必着
回答方法 ホームページに掲載

【説明会・質問の申込み・問合せ先】

高槻市健康福祉部福祉政策課（市総合センター14階）

〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7162

FAX 072-674-7820

高槻市簡易電子申込システム URL

https://s-kantan.com/takatsuki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1648

<応募に当たっての留意事項>

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ③ 応募書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ④ 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- ⑤ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- ⑥ 個人情報の取扱いについて
提出された役員名簿に記載された個人情報については、「高槻市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理する。この個人情報については、指定手続条例第4条第2号から第6号に規定する欠格事項に該当しないことの確認のため、警察への照会に使用する。なお、目的外利用をすることは一切ない。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。なお、選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する高

槻市指定管理者選定委員会の意見を聴くこととする。

(2) 選定の基準

候補者の選定は、価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行う。それぞれの割合は、価格評価50%、サービス水準等評価50%を基準とする。価格評価点は、市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化するが、市の提示額の70%以下は一律とする。また、総合評価点が高点の場合は、提案額のより低い者を優先する。

なお、選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、原則として書類審査により行うが、必要に応じて、面接等により応募書類の内容について、聞き取りや追加資料の提出等を求める場合がある。その結果、仕様等を遵守していないと判断される場合や事業の実現性を欠くと認められる場合は、「失格」とすることがある。

※市の人的・財政的支援を受けている外郭団体が応募する場合は、その影響額を考慮した選定評価を行う。

サービス水準等評価表

評価基準	評価項目	配点
市民の平等な利用の確保に関すること。	① 団体の理念、姿勢及び社会的責任 ② 施設の利用者への対応	20
公の施設の効用を最大限に発揮することと、管理経費の縮減に関すること。	① 類似施設の運営実績 ② 効率的運営及び効率化への取組 ③ 指定への意欲及び熱意	25
公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。	① 団体の安定性及び継続性 ② 団体運営の公平性及び透明性 ③ 団体運営における法令の遵守 ④ 情報セキュリティ対策への取組 ⑤ 施設管理の安全性への配慮 ⑥ 危機管理体制の整備・確保 ⑦ 職員の研修 ⑧ その他施設の管理に際して必要な事項 (環境への配慮、就労困難層への取組、地域経済への寄与等)	45
市民サービスに関すること。	① 利用者ニーズに関する取組	10
合 計		※100

※サービス水準等評価点の割合を乗じて価格評価点と合算し、総合評価点とする。

(3) 候補者の決定

候補者を決定したときは、その結果を応募された法人等のすべてに書面で通知し、公表する。

1 1 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者をひかり湯の指定管理者とする旨の議案を令和2年12月に開催される予定の高槻市議会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために、必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において、速やかに行うものとする。

1 2 別添書類の一覧

- (1) 管理業務仕様書
- (2) 管理物件一覧表
- (3) 高槻市立ひかり湯平面図
- (4) 高槻市立ひかり湯運営状況表
- (5) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (6) 事業計画書（様式第2号）
- (7) 収支計画書（様式第3号）
- (8) 指定管理者応募資格誓約書

1 3 募集要項に関する問合せ先

高槻市健康福祉部福祉政策課（市総合センター14階）

〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7162

FAX 072-674-7820

高槻市簡易電子申し込みシステム URL

https://s-kantan.com/takatsuki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1648

1 4 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式は、高槻市のホームページ（指定管理者の募集）からダウンロードが可能。

高槻市のホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

指定管理者候補者選定評価表

－サービス水準等評価－

<評価基準>

評価点	大変よい	よい	普通	やや不十分	不十分
10点	10	7	5	3	1
5点	5	4	3	2	1

対象施設：高槻市立ひかり湯

所管課：福祉政策課

評価項目(★は規則に定める項目)		配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。		20	
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解し、管理者意識をもって運営すること 施設の目的を踏まえ、福祉の視点を取り入れた事業実施計画があること 施設の目的を踏まえ、地域との連携を図っていく姿勢があること 	10	
★(2) 施設の利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの苦情申立てに適切に対応・処理できる体制があること 	10	
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。		25	
★(1) 類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> 同様施設管理の実績があること 	10	
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	<ul style="list-style-type: none"> 経費縮減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること 	10	
★(3) 指定への意欲及び熱意	<ul style="list-style-type: none"> 指定への意欲と熱意があること 	5	
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。		45	
★(1) 団体の安定性及び継続性	<ul style="list-style-type: none"> 透明性のある安定した経営状態であること 適切な管理運営に必要な職能を有した人員を配置していること 	5	
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	<ul style="list-style-type: none"> 公正かつ透明性のある組織運営を行っていること 	5	
★(3) 団体運営における法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の観点から、関係法令を遵守した経営方針であること 労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること 	5	
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の理解と管理体制が適切であること 	5	
★(5) 施設管理の安全性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境の確保や施設・設備・備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること 	5	
(6) 危機管理体制の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時に速やかな対応ができる体制を確保するとともに、防犯・防災の視点においても緊急時の対応について具体性のある体制整備と安全への考えを有すること 	5	
★(7) 職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保や人権の尊重等の研修や指導について、時期、方法、内容等が適切で、具体性のある計画であること 	5	
(8) その他管理に際して必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量、省エネルギー、CO2削減など環境問題に配慮した運営を行うこと 高齢者、障がい者等就労困難層への雇用・就労支援の取組を積極的に行うこと 地域経済への寄与していること(従業員の雇用、資材等の調達等) 	10	
4 市民サービスに関すること。		10	
(1) 利用者ニーズに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の人権を尊重し、利用者本位で実現性の高い事業計画であること 利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること 	10	
合 計		100	

